

玄界公民館だより 12月号



発行日 令和 6年12月1日
 発行 玄界公民館
 電話 809-1243
 ファックス 809-1318

今月の公民館講座

人権問題学習講座

「落語で語る人権の^{はなし}噺」

日時 12月5日(木) 12:45
 場所 公民館 講堂
 講師 粗忽家 勘心さん (人権落語家)
 申込 12月3日(火) 17時迄



なかよし広場

「春いろナチュラルアレンジ」

～プリザーブドフラワーを使用して春いろポットアレンジです。優しい色合わせを楽しみましょう～

日時 12月11日(水) 10:00
 場所 公民館 講堂
 講師 諸石 いつこ氏
 (緑のコーディネーター)
 材料費 1500円
 申込 12月5日(木) 15時迄



いきいきっ子玄界

「生花でつくるクリスマスツリー」

～フレッシュな香りも楽しもう♪～

日時 12月14日(土) 10:00
 場所 公民館 講堂
 講師 川上 和恵氏
 (緑のコーディネーター)
 材料費 1000円
 対象 小・中学生



玄界大学 (西区地域保健福祉課共催)

「オンライン健康教室」

日時 12月19日(木) 13:30
 場所 公民館 講堂
 講師 柴田 伊津子 氏 (健康運動指導士)
 申込 12月17日(火) 17時迄



＜玄界校区担当保健師より＞

一気に冷え込み体調を崩しやすい季節です。
 一緒に楽しく運動し、寒さに負けない身体を作りましょう！

玄界校区リサイクルステーションより

10月31に積込作業を行いました。
 みなさまにお願いです。
 積込作業の時に、段ボールの紐が緩むので必ず十字に強く縛って出してください。
 ご協力よろしく申し上げます。



- ◎自分たちの住んでいる島は自分たちできれいに。
- ◎空き缶やたばこの投げ捨てはやめましょう。

なにびとも おかすな権利 つくるな差別

今月の行事予定

5	木	人権問題学習講座	12:45
11	水	なかよし広場	10:00
14	土	いきいきっ子玄界	10:00
19	木	玄界大学	13:30

今月のサークル予定

7	土	ディスコン	13:30
12	木	ディスコン	13:30
20	金	ディスコン	13:30

12月28日(土)を臨時休館します。

この日に利用を希望される場合は12月17日(火)17時までにご連絡をお願いします。

1月4日(土)を臨時休館します。

この日に利用を希望される場合は12月25日(水)17時までにご連絡をお願いします。

年末年始公民館休館日のお知らせ

12月29日(日)～1月3日(金)休館いたします。
 一年間お世話になりました。
 来年もよろしくお願いいたします。



公民館は節電につとめています

裏面もご覧ください

「第53回人権を尊重する市民の集い（西区会場）」

【日時】12月6日（金）14時～15時40分
（開場13時00分）

【会場】西市民センター ホール（西区内浜1丁目4-39）

【内容】詩人 伊藤 比呂美さんによる
ライブ人生相談 万事OK！
-日々の悩みから人権を考えていきましょう-

【定員】800名

【入場料】無料（事前申込不要）
手話通訳・要約筆記あり

【お問い合わせ先】

西区役所生涯学習推進課 TEL 092-895-7026
Eメール：nishi-kouza@city.fukuoka.lg.jp
主催 福岡市人権尊重行事推進委員会

【福岡市消費生活センターからの注意喚起情報】

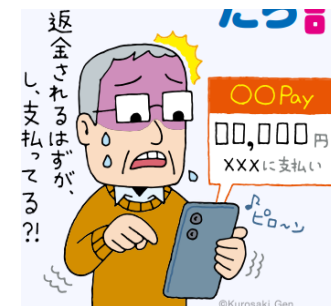
重大な事故につながるおそれも！長期使用の石油ファンヒーター

- 石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- 業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としています。たとえ年数が経っていても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。
- 石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また、給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。
- 安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。



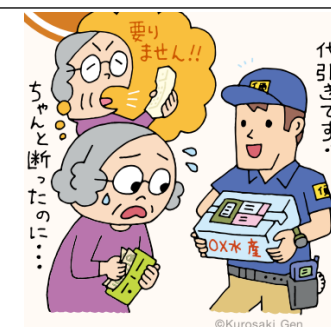
「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

- ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）。



海産物の電話勧誘トラブルに注意

- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



福岡市消費生活センター相談コーナー TEL: 092-781-0999

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

月曜日～金曜日 9時～17時 ※来所による相談は予約制です インターネット消費生活相談
土曜日 10時～16時（電話相談のみ）
祝休日、年末年始（12/29～1/3）はお休みします

福岡市消費生活

検索